

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

電話 住友生命のお問合せ窓口  **0120-506873**

(受付時間)月～金曜日:午前9時～午後6時/土曜日:午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)
 ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
 ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

お知らせ 「スミセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等についてお知らせします。

※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。

インターネット お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



⚠ 給付金などをもらえなくご請求いただくために

住友生命の保険証券をすべて準備してください

ご請求の際には、ご加入の保障をもらえなくご請求いただくために、以下の記載のような例に該当しないかご確認ください。
 該当していれば、別途、専用の診断書などをご提出いただくことで、他にも給付金などのお支払い(もしくは保険料払込免除)ができる可能性があります。

●お亡くなりになる前に入院や手術をされていませんか?

<「たよれるYOUプラス」の給付金をご請求される場合>

お亡くなりになる前に入院をした

お亡くなりになる前に手術をした

入院や手術の給付金を
お支払いできる場合があります。

- 災害入院給付金
- 疾病入院給付金
- 手術給付金
- 入院時手術給付金
- 入院保障充実給付金

上記に記載のある給付金は一例であり、他にもお支払対象となる可能性のある給付金がございます。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」、ご契約後にお送りする「保険証券」などをあわせてご確認ください。

●複数のご契約にご加入されていませんか?

<「たよれるYOUプラス」の給付金をご請求される場合>

他のご契約に
加入しているご家族として保障される
ご契約があるお支払対象となる特約が
付加されている場合があります。

お支払対象となる特約の詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」、ご契約後にお送りする「保険証券」などでご確認ください。

生命保険募集人について

日本郵便の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ

■本商品の引受保険会社は**住友生命**であり、**日本郵便**は募集代理店としてこの商品をお取り扱いしています。

■本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

⚠ **ご検討にあたっては、「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。**
詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

日本郵便株式会社

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>住友生命

郵便局からお届けする

健康上の理由で

保険をあきらめていた方のための

住友生命の医療保険**たよれるYOU**  **プラス**

契約年齢

20歳～85歳

(80歳払込満了の場合、75歳まで)

《 お申し込みをご検討されるにあたり、
 郵便局から満70歳以上のお客さまへのお願い 》
 お客さまの安心のため、ご家族・ご親族(満70歳未満の方)の
 同席をお願いします。



契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット

[お申し込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。]

- ①「契約概要/注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(「注意喚起情報 9」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(「注意喚起情報 5」)されていますので、必ずご確認ください。

⚠ この商品は**住友生命**を引受保険会社とする**生命保険**です。**預貯金とは異なり、元本保証はありません。**

[募集代理店]

[引受保険会社]

**郵便局**

はいれます!

住友生命の「たよれるYOUプラス」なら、
病気で保険をあきらめていた方でも…

以下の5つの告知項目に1つもあてはまらなければ、はいれます!

- 1 過去2年以内に、入院または手術^(※1)をしたことがありますか。
- 2 過去5年以内に、がん^(※2)で入院または手術^(※1)をしたことがありますか。
- 3 今後3か月以内に、入院または手術^(※1)の予定がありますか。
(医師に入院・手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)
- 4 現時点で、がん^(※2)または肝硬変と医師に診断されていますか。
(疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。)
- 5 (満40歳以上の方のみ) 現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)を受けたことがありますか。

(※1)「入院または手術」には「病気やケガの検査のための入院」[内視鏡・レーザー・ファイバースコープ・カテーテル・超音波による手術]なども含む。
(※2)肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含む。

告知項目に該当しない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

告知項目についてご不明な点がある場合は、お手数ですが、必ずお客さまご自身で下記あてにご照会ください。

お客さま専用 告知フリーダイヤル  0120-767-225 (受付時間)午前9時～午後5時(土・日・祝・12/31～1/3を除く)

A 糖尿病

糖尿病のため通院でインスリン治療中



悪化

B 慢性腎不全

慢性腎不全のため通院で人工透析中



悪化

C 脳梗塞

脳梗塞で入院。
2年以上前に退院し、現在通院治療中



再発

D その他

検査で異常指摘ありの方や病気で通院治療中の方



悪化



ご注意

この保険は健康に不安のある方も加入でき、ご加入時の病気が悪化・再発して入院や手術をされた場合でも給付金をお受け取りいただけますので、保険料は住友生命の他の保険に比べ割増しされています。健康な方で保険料の割増しのない保険をご希望の場合は、年齢によっては、詳細な告知や医師の診査を受けることなどにより、他の保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知内容や診査結果などによりご契約いただけないこともあります。

もらえます!

住友生命の「たよれるYOUプラス」なら、
病気が悪化・再発した場合でも…

給付金がもらえます!

持病の悪化・既往症の再発による
入院や手術をされた場合でも、
給付金をお受け取りいただけます。



ご注意

ご契約後1年以内にお支払理由に該当された場合、お支払いする死亡保険金・給付金は半額となります(災害死亡保険金の支払対象となる場合は全額お支払いします)。

参照 P14「契約概要 3」をご確認ください。



さらに

死亡されたときは、
死亡保険金をお支払いします。

なお、解約時には解約返戻金を受け取ることができますが、解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。

糖尿病が悪化し、糖尿病性網膜症のため入院・手術をした。

入院一時金

入院給付金

手術給付金

慢性腎不全が悪化し、尿毒症のため入院した。

入院一時金

入院給付金

脳梗塞が再発し、入院・手術をした。

入院一時金

入院給付金

手術給付金

身体状態が悪化し、入院・手術をした。

入院一時金

入院給付金

手術給付金



ご注意

■各給付金のお支払いは、ご契約後発生した傷害や疾病を直接の原因とし、約款に定められた治療を目的としたものに限ります。なお、ご契約時以前に発生した疾病がご契約後に悪化・再発したことによりお支払理由に該当された場合は、給付金をお支払いします。
■責任開始期前にすでに入院または手術の必要が生じていた場合は、お支払いの対象となりません。

詳細 傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともありますので、必ず「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。

一生

つづきます!

住友生命の「たよれるYOUプラス」

《入院日額5,000円プランの例》 参照 保障内容の詳細は、P14「契約概要 3」をご確認ください。

ケガや病気で 入院 をされた場合	入院一時金	入院1回につき ^{(*)1} (日帰り入院 ^{(*)2} 含む) [入院保障充実給付金] ●入院に関する諸費用に!	一時金 25,000円 (入院日額×5倍)	ご契約後1年以内 12,500円
	入院給付金	4日以内の入院(日帰り入院 ^{(*)2} 含む) [災害入院給付金・疾病入院給付金] ●日帰り入院でも、4日分お支払い!	一時金 20,000円 (入院日額×4倍)	ご契約後1年以内 10,000円
		5日以上 ^{(*)3} の入院(60日目まで) [災害入院給付金・疾病入院給付金] ●通算1,000日分までお支払い!	日額 5,000円 ×入院日数	ご契約後1年以内 2,500円 ×入院日数
ケガや病気で 手術 をされた場合	手術給付金	所定の88種類の手術 [手術給付金] ●通算限度なし!	1回につき ^{(*)3} 50,000円 (入院日額×10倍)	ご契約後1年以内 25,000円
		上記以外の入院中の所定の手術 ^{(*)4} [入院時手術給付金] ●(良性)腫瘍切除術やへんとう腺切除術もOK!	1回につき ^{(*)3} 25,000円 (入院日額×5倍)	ご契約後1年以内 12,500円
主契約 保障 の 死亡 された場合	死亡保険金	死亡されたとき [死亡保険金・災害死亡保険金] ●死亡保険金・災害死亡保険金は重複してお支払いしません。	一時金 50万円 (入院日額×100倍)	ご契約後1年以内 25万円^{(*)5}

ご契約後1年以内にお支払理由に該当された場合、お支払いする死亡保険金・給付金は半額となります(災害死亡保険金の支払対象となる場合は全額お支払いします)。

一生
保障

(*)1 入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。入院を2回以上された場合でも継続した1回の入院とみなされる場合は、1回分のみお支払いします。
 (*)2 日帰り入院とは、入院日=退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
 (*)3 同時に2種類以上の手術を受けられたときには、1種類の手術を受けられたものとして手術給付金をお支払いし、入院時手術給付金はお支払いしません(受けられた手術がすべて入院時手術給付金のお支払対象である場合は、いずれか1種類の手術を受けられたものとみなし、入院時手術給付金をお支払いします)。

(*)4 入院時手術給付金は入院中に公的医療保険対象で診療報酬点数表において手術料が算定される所定の手術を受けられた場合にお支払いします。ただし、手術給付金が支払われる場合を除きます。入院中の手術には、外来で受けられた手術は含まれません。
 (*)5 災害死亡保険金の支払対象となる場合は50万円お支払いします。

◎例えば日帰り入院で手術を受けてもこれだけもらえます。(入院日額 5,000円の場合)

午前中に入院、白内障で手術を受け、その日の夕方に退院(入院基本料発生)。

入院に対して

入院一時金 [入院保障充実給付金] **25,000円**
(入院日額5,000円×5倍)

入院給付金 [疾病入院給付金] **20,000円**
(入院日額5,000円×4倍)

合計 **95,000円** をお受け取りいただけます!

手術に対して

手術給付金 [手術給付金] **50,000円**
(入院日額5,000円×10倍)

※ご契約後1年以内にお支払理由に該当された場合、お支払いする死亡保険金・給付金は半額となります(災害死亡保険金の支払対象となる場合は全額お支払いします)。

ご注意

- 各給付金のお支払いは、ご契約後発生した**傷害や疾病を直接の原因**とし、約款に定められた**治療を目的**としたものに限ります。なお、**ご契約時以前に発生した疾病がご契約後に悪化・再発**したことによりお支払理由に該当された場合は、**給付金をお支払いしません。**
- 責任開始期前にすでに入院または手術の必要が生じていた場合は、お支払いの対象となりません。**

詳細 傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともありますので、必ず「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。

<保険料が払込免除になる場合について>

不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態(両眼の視力をまったく永久に失った等)になられたとき、または不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の障害状態(1上肢を手関節以上で失った等)になられたとき**以後の保険料は要りません。もちろん保障はそのまま継続します。**

※疾病により所定の(高度)障害状態になられたときは、保険料の払込免除とはなりません。

詳細 保険料の払込免除の理由となる所定の高度障害状態、所定の障害状態について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。

「たよれるYOUプラス」をご検討のお客さまに注意していただきたい事項をまとめました

1 「たよれるYOUプラス」は健康に不安のある方も告知項目に該当しなければ加入できる住友生命の医療保険です。

【イメージ】



「たよれるYOUプラス」の保険料は、住友生命の他の保険に比べて割増されています。

2 「たよれるYOUプラス」には、大きな死亡保障や満期保険金はありません。

【イメージ】



(例)入院日額 5,000円の時⇒死亡保険金 50万円
入院日額10,000円の時⇒死亡保険金100万円
死亡保障(基本保険金額)は「入院日額×100倍」となります。

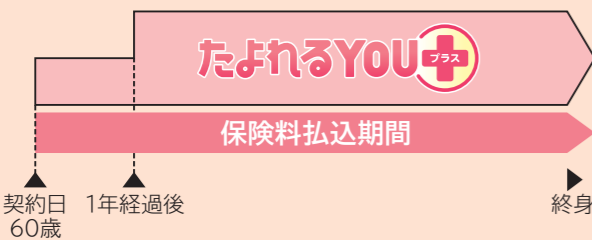
【養老保険】



養老保険とは異なり、満期保険金はありません。

3 「たよれるYOUプラス」は死亡・医療保障が一生継続します。保険料払込期間は「終身」と「80歳払込満了」からお選びいただけます。

【イメージ】 保険料払込期間：終身の場合



保険料払込期間が「終身」の場合は、保険料は終身にわたりお支払いいただく必要があります。

【イメージ】 保険料払込期間：80歳払込満了の場合



保険料払込期間が「80歳払込満了」の場合は、保険料は80歳の契約応当日までお支払いいただく必要があります。

4 預貯金とは異なり、解約した場合、解約返戻金は既払込保険料を大きく下回ります。

【P4のご契約例で60歳女性をご加入いただいた場合】

主契約・Ⅱ型／基本保険金額50万円、限定告知型医療特約(60日型)／入院日額5,000円、限定告知型入院保障充実特約／入院保障充実給付金額25,000円 ※いずれも保険期間・保険料払込期間は終身

経過年数	10年(70歳)	20年(80歳)	30年(90歳)
払込保険料の合計額	1,097,640円	2,195,280円	3,292,920円
解約返戻金額	156,050円	295,100円	397,800円

5 ご加入時にお選びいただいたプランに応じて入院給付金や手術給付金が支払われます。

【ご契約3年経過後に病気で日帰り入院した場合の入院給付金受取額】

プラン	入院日額3,000円プラン	入院日額5,000円プラン	入院日額10,000円プラン
入院給付金受取額	27,000円 [入院一時金 15,000円] [入院給付金 12,000円]	45,000円 [入院一時金 25,000円] [入院給付金 20,000円]	90,000円 [入院一時金 50,000円] [入院給付金 40,000円]

6 ご契約後1年間の死亡保険金・給付金は半額となります(1年経過以降から満額給付となります)。

※災害死亡保険金は初年度より満額支払い

【ご契約半年経過後に病気で日帰り入院した場合の入院給付金受取額】

プラン	入院日額3,000円プラン	入院日額5,000円プラン	入院日額10,000円プラン
入院給付金受取額	(半額給付) 13,500円 [入院一時金 7,500円] [入院給付金 6,000円]	(半額給付) 22,500円 [入院一時金 12,500円] [入院給付金 10,000円]	(半額給付) 45,000円 [入院一時金 25,000円] [入院給付金 20,000円]

7 現在ご加入いただいている保険「たよれるYOUプラス」の保険料負担を減らしたい場合、解約することなく減額で対応できる場合があります。

【イメージ】 ご契約1年経過後に減額した場合



解約することなく、減額することで契約を継続できます。

ご契約後の安心サービス

動画で簡単にポイントをご理解いただけます。
動画視聴はコチラ▶



スミセイのご家族アシストプラス

無料▶「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

※契約者が法人であるときは、本サービスはお申込みいただけません。

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 <input type="checkbox"/> 契約者 OK <input checked="" type="checkbox"/> ご家族はできません	A ご家族登録サービス <input type="checkbox"/> 登録されたご家族 OK
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 <input type="checkbox"/> 契約者 OK <input checked="" type="checkbox"/> ご家族はできません	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示ができなくても… <input type="checkbox"/> 契約者代理人 OK
給付金等の請求	被保険者が意思表示できず、 給付金等を請求できない。 <input type="checkbox"/> 被保険者(*1) OK <input checked="" type="checkbox"/> ご家族はできません	C 被保険者代理制度 被保険者が請求する意思表示ができなくても… <input type="checkbox"/> 被保険者代理人 OK

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
 ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



(*2) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。

※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- 住所変更
- 契約者貸付制度の利用
- 基本保険金額等の減額
- 解約

等

対象外となるお手続き

- 告知を要する契約内容の変更等(給付金等のお支払いのある特約の中途付加、復活等)
- 保険金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約(*4)における契約者の変更
- 契約者代理人の変更
- 据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた保険金等の請求

(*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる給付金の請求手続きは除きます)。

(*4) 保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**給付金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**給付金等のご請求**を行うことができます。
- 給付金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*5)。



(*5) 被保険者代理人が受け取った給付金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人が受け取った給付金等は被保険者のためにご使用いただけます。

※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

参照▶ P15・16「契約概要 5」をご確認ください。

記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

契約概要

ご契約後の安心サービス

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スマセイダイレクトサービス

契約内容を確認したいとき

契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。

契約内容



スマセイ安心だより

年1回お客さまの契約内容についてお知らせする「スマセイ安心だより」をご確認いただけます。

安心だより



各種お手続きをしたいとき

各種お手続き

住所・電話番号・メールアドレスなどの変更に加え、出金取引のご利用、ご家族登録サービス・保険契約者代理特約の登録や変更手続きも可能です。

手続き



生命保険料控除証明書が欲しいとき

生命保険料控除証明書の電子発行

電子的控除証明書のダウンロードができるので、必要なときにご活用いただけます。

控除証明書



マイナンバー(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スマセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- ① ご契約時にあわせてお申し込みください。
- ② 「スマセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スマセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも
ログイン画面へアクセス可能です。



※契約者が法人であるときは、本サービスはお申込みいただけません。
※スマセイダイレクトサービスの内容について記載した「スマセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。
※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています**。「注意喚起情報」および「ご契約のしおり-定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり-定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

➔ 1 引受保険会社について

■引受保険会社：住友生命保険相互会社

■住所：本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

■電話：ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 ☎ **0120-506873**

参照 P25「注意喚起情報 13」をご確認ください。

■ホームページ： <https://www.sumitomolife.co.jp>

2 商品の特徴について

- 「たよれるYOUプラス」は、**住友生命**の「5年ごと利差配当付限定告知型終身保険」の愛称です。
- この商品は、今まで健康上の理由で保険加入をあきらめていた方を対象とする、一生涯の死亡保障や、不慮の事故や疾病による所定の入院・手術に備える**医療保障をご希望の方に適した生命保険**です。
- 以下の5つの告知項目に1つもあてはまらなければ、原則ご加入いただけます。**

- ① 過去2年以内に、入院または手術(*1)をしたことがありますか。
- ② 過去5年以内に、**がん**(*2)で入院または手術(*1)をしたことがありますか。
- ③ 今後3か月以内に、入院または手術(*1)の予定がありますか。
(医師に入院・手術をすすめている場合や、医師と相談している場合を含みます。)
- ④ 現時点で、**がん**(*2)または**肝硬変**と医師に診断されていますか。
(疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。)
- ⑤ (満40歳以上の方のみ)現在までに、**公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)**を受けたことがありますか。

(※1)「入院または手術」には[病気やケガの検査のための入院][内視鏡・レーザー・ファイバースコープ・カテーテル・超音波による手術]なども含む。
(※2)肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含む。

●告知項目に該当しない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

参照 本商品のしくみについては、P3・4をご確認ください。

- この保険は**健康に不安のある方も加入でき、ご加入時の病気が悪化・再発して入院や手術をされた場合でも給付金をお受け取りいただけます**ので、**保険料は住友生命の他の保険に比べ割増しされています**。健康な方で**保険料の割増しのない保険**をご希望の場合は、年齢によっては、詳細な告知や医師の診査を受けることなどにより、**他の保険**にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知内容や診査結果などによりご契約いただけないこともあります。
- ご契約後1年以内**にお支払理由に該当された場合、**お支払いする死亡保険金・給付金は半額**となります(災害死亡保険金について、支払対象となる場合は全額お支払いします)。

参照 P14「契約概要 3」をご確認ください。

3 保障内容について

	お支払いする保険金・給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度	受取人
主 契 約	死亡保険金	死亡されたとき(*1)	基本保険金額 (ご契約後1年以内は半額)	—	死亡保険金受取人
	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき(*2)	基本保険金額	—	
限定告知型医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に1日以上入院されたとき	入院日数が4日以内: 入院日額の4倍 (ご契約後1年以内は半額) 入院日数が5日以上: 入院日額×入院日数 (ご契約後1年以内は半額)	●継続した1回の入院につき60日分(*3) ●通算1,000日分	被保険者
	疾病入院給付金	●疾病により1日以上入院されたとき ●不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日経過後1日以上入院されたとき	入院日数が4日以内: 入院日額の4倍 (ご契約後1年以内は半額) 入院日数が5日以上: 入院日額×入院日数 (ご契約後1年以内は半額)	●継続した1回の入院につき60日分(*4) ●通算1,000日分	
	手術給付金(*5)	不慮の事故による傷害または疾病により所定の88種類の手術を受けられたとき	入院日額の10倍 (ご契約後1年以内は半額)	通算限度なし	
	入院時手術給付金(*6)	不慮の事故による傷害または疾病により、入院中に公的医療保険対象で手術料の算定される所定の手術を受けられたとき	入院日額の5倍 (ご契約後1年以内は半額)	通算限度なし	
限定告知型入院保障充実特約	入院保障充実給付金(*7)	不慮の事故による傷害または疾病により1日以上入院されたとき	入院保障充実給付金額 (ご契約後1年以内は半額)	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払いが通算限度に達し、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われない入院については入院保障充実給付金をお支払いできません。	被保険者
保 険 料 の 払 込 免 除		<ul style="list-style-type: none"> ●不慮の事故による傷害を直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき ●不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の障害状態になられたとき(疾病により所定の(高度)障害状態になられたときは保険料の払込免除とはなりません) <p>詳細 保険料の払込免除の理由となる所定の高度障害状態、所定の障害状態について、詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」をご確認ください。</p>			

- (*1) 災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。
- (*2) 責任開始期以後に発病した所定の感染症を原因とする場合も災害死亡保険金をお支払いします。
- (*3) 同一の不慮の事故による傷害を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。
- (*4) 同一の疾病を直接の原因として、入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日を経過して開始した入院は、新たな入院とみなします。
- (*5) 手術給付金のお支払いにあたって、同時に2種類以上の手術を受けられたときは、いずれか1種類の手術を受けられたものとみなします。
- (*6) 入院中の手術には、外来扱いで受けられた手術は含まれません。また、手術給付金が支払われる場合を除きます。入院時手術給付金のお支払いにあたって、同時に2種類以上の手術を受けられたときは、いずれか1種類の手術を受けられたものとみなします。また、手術給付金の支払対象手術と同時に受けられた場合は支払われません。
- (*7) 入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。**入院を2回以上された場合でも継続した1回の入院とみなされるとき(上記(*3)(*4)参照)は、1回分のみお支払いします。**

●「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。**単なる覚醒、休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しては入院とはなりません。**

●**災害入院給付金、疾病入院給付金は、重複してお支払いしません。**

●各給付金のお支払いは、ご契約後発生した傷害や疾病を直接の原因とし、約款に定められた治療を目的としたものに限りま。なお、ご契約時に以前に発生した疾病がご契約後に悪化・再発したことによりお支払理由に該当された場合は、給付金をお支払いします。

●**責任開始期前にすでに入院または手術の必要が生じていた場合は、お支払いの対象となりません。**

詳細 傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともありますので、必ず「ご契約のしおりー定款・約款」をご確認ください。

→ 4 ご契約の諸基準について

契約年齢範囲(*1)	保険料払込期間が終身の場合: 20歳~85歳 保険料払込期間が80歳払込満了の場合: 20歳~75歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	終身または80歳払込満了	
保険料払込方法(回数)(*2)	月払い、年2回払い、年1回払い	
保険料払込方法(経路)	口座振替扱い	
最低入院日額	3,000円	
最高入院日額(*3)	契約年齢(*1)	最高入院日額
	20歳~70歳の場合	10,000円
	71歳以上の場合	5,000円
入院日額の取扱単位	1,000円	

- (*1) 契約年齢は契約日(責任開始日)時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年契約当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算されます。
- (*2) 保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合には、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。
- (*3) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

→ 5 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内での取扱いになります。

限定告知型医療特約	保障内容については、P14「契約概要 3」をご確認ください。
限定告知型入院保障充実特約	

<スミセイのご家族アシストプラス>

ご家族登録サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*1)は照会できません。 (*1) 被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。 ●登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ●ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 ●契約者が法人であるときは、ご家族登録サービスをお申し込みいただけません。 <p>詳細 「ご契約のしおり-定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。</p>
-----------	---

次ページにつづく

<p style="text-align: center;">保険契約者代理特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。 ●契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>住所変更、基本保険金額等の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*2)</p> </div> <p>(*2) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる給付金の請求手続きは除きます)。</p> <p>ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・告知を要する契約内容の変更等(給付金等のお支払いのある特約の中途付加、復活等) ・保険金等の受取人の変更 ・保険料払込中でないご契約(*3)における契約者の変更 ・契約者代理人の変更 ・据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた保険金等の請求 </div> <p>(*3) 保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。 ●契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。 ●契約者が法人であるときは、保険契約者代理特約を付加できません。 <p>詳細 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>								
<p style="text-align: center;">被保険者代理特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が受取人となる下記の給付金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、給付金などを請求することができます。 ●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・災害入院給付金</td> <td style="width: 50%;">・疾病入院給付金</td> </tr> <tr> <td>・手術給付金</td> <td>・入院時手術給付金</td> </tr> <tr> <td>・入院保障充実給付金</td> <td>・保険料払込免除(*4)</td> </tr> <tr> <td>・配当金(*4)</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>(*4) 契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約者および死亡保険金受取人が同一法人であるときは、被保険者代理人を指定することはできません。また、契約者または死亡保険金受取人の変更により、契約者および死亡保険金受取人が同一法人となる場合は、被保険者代理人の指定は取り消されます。 <p>詳細 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>	・災害入院給付金	・疾病入院給付金	・手術給付金	・入院時手術給付金	・入院保障充実給付金	・保険料払込免除(*4)	・配当金(*4)	
・災害入院給付金	・疾病入院給付金								
・手術給付金	・入院時手術給付金								
・入院保障充実給付金	・保険料払込免除(*4)								
・配当金(*4)									

→ 6 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

→ 7 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- 解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。**
- 特約部分には、解約返戻金はありません。**ただし、限定告知型医療特約については、保険料払込期間が80歳払込満了の契約で、保険料払込期間満了後に解約された場合は、入院日額の30倍をお支払いします(保険料払込期間満了後に死亡された場合も同額をお支払いします)。

→ 8 保険料の計算基準日について

- ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料充当金のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いの契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いの契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。
- 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で判定し、保険料は契約年齢をもとに計算します。

→ 9 法令等の改正に伴うお支払理由の変更について

- 診療報酬点数表の改正により手術料の算定される手術の種類が変更される場合等、この保険契約の給付にかかわる公的医療保険制度が将来変更されたときは、住友生命は、主務官庁の認可を得て、入院時手術給付金の支払理由を変更することがあります。**

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。**「契約概要」および「ご契約のしおり-一定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。**
- 特に保険金などをお支払いできない場合(P24 **9**)など、お客さまにとって**不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。**
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。**(P20・21 **5**)

<たよれるYOUプラスのお申込みにあたってのご留意点について>

- この保険は**健康に不安のある方も加入でき、ご加入時の病気が悪化・再発して入院や手術をされた場合でも給付金をお受け取りいただけますので、保険料は住友生命の他の保険に比べ割増しされています。**健康な方で**保険料の割増しのない保険**をご希望の場合は、年齢によっては、詳細な告知や医師の診査を受けることなどにより、**他の保険**にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知内容や診査結果などによりご契約いただけないこともあります。
- ご契約後1年以内**にお支払理由に該当された場合、**お支払いする死亡保険金・給付金は半額**となります(災害死亡保険金について、支払対象となる場合は全額お支払いします)。



1

申込み時(クーリング・オフ制度)

申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^(*)によりクーリング・オフができます。
・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日



(*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、**親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。**一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

次ページにつづく

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のおて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく 必要事項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

- なお、申込者または契約者が法人(会社等)の場合などは、**クーリング・オフはできません。**

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。

2 申込み時(告知)

過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など、住友生命がおたずねすることについてありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

- 契約者や被保険者には、健康状態などについて**正しく告知する義務があります。**告知書(*)に記入したことが告知となります。
(*)電磁的方法によりお申込み手続きいただく場合は告知画面
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけでは告知したことはありません。**
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、**契約を解除することがあります**(告知義務違反による解除)。
- 契約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払理由が発生していても、**お支払いできないことがあります。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、**保険金などをお支払いできないことがあります。**

詳細 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『健康状態・職業などの告知』をご確認ください。

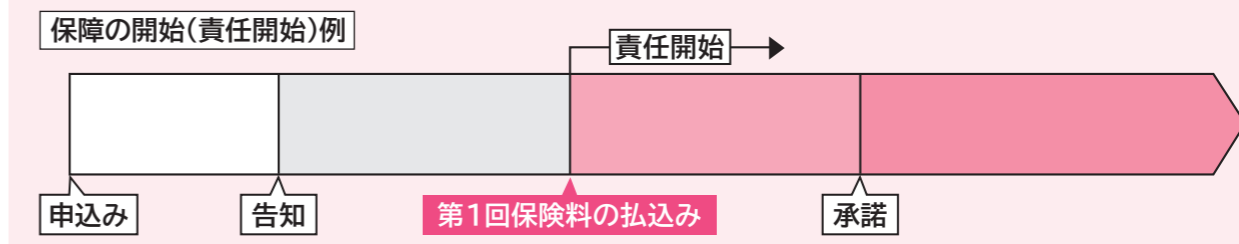
3 申込み時・請求時(確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託したスマセイ保険サービス株式会社の確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金などの請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

4 申込み時(保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、第1回保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

5 申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

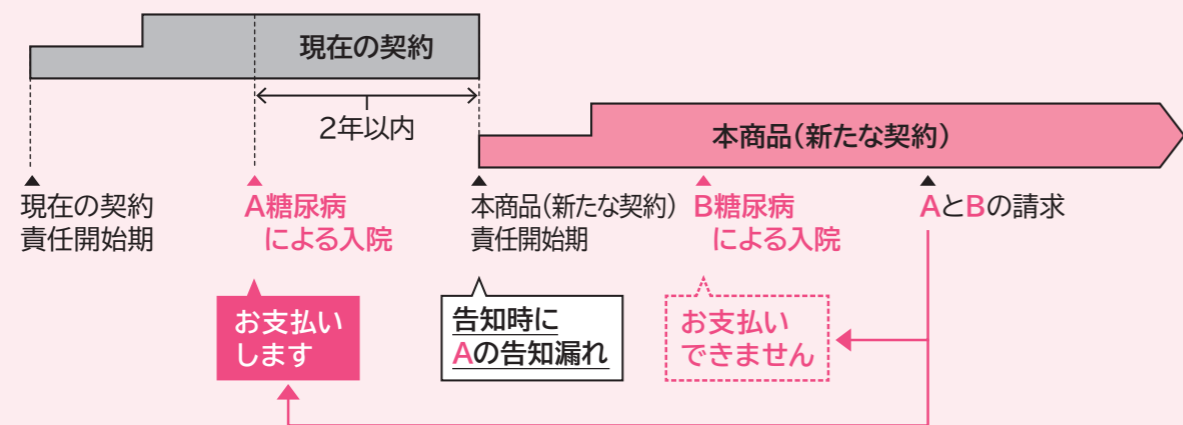
- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 本商品(新たな契約)の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。そのため、健康状態などによっては、**契約をお断りすることがあります。**また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります。**

参照 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P19「注意喚起情報 2」をご確認ください。

次ページにつづく

正しく告知されなかったため、お支払いできない場合の例

・現在の契約を解約し、本商品(新たな契約)に再度加入した場合



本商品(新たな契約)の申込み時に未請求である「A糖尿病による入院」の告知をしなかった場合、本商品(新たな契約)の告知義務違反による解除により「B糖尿病による入院」はお支払いできません。

※過去2年以内の入院・手術は告知項目です。
 ※上記例は、本商品(新たな契約)の責任開始日から2年以内に入院Bが発生し、告知義務違反による解除により入院Bについてお支払いできないと判断した場合の例です。
 ※上記例は、現在の契約の解約後に入院Aの請求があった場合の例ですが、支払理由が発生した場合は、すみやかに住友生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
 ※実際のお支払可否は、請求内容や経過年数など個々の契約の状況に基づき住友生命が判断します。
 ※本商品(新たな契約)が告知義務違反により解除となった場合、解約した契約を元に戻すことはできません。

- 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなる**ことがあります。
- 契約後1年を経過して(死亡保険金・)給付金が全額支払われるようになった「たよれるYOU(プラス)」を解約して、新たに本商品(「たよれるYOU(プラス)」)に加入する場合、契約後1年以内にお支払いする死亡保険金・給付金は半額となります。**

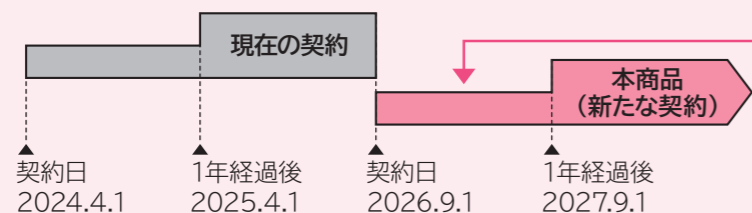
保障のイメージ

A 契約日が2024.4.1の場合



たよれるYOU(プラス)加入から1年経過後、(死亡保険金・)給付金は全額支払われます。

B 上記Aの契約を解約し、本商品(新たな契約)に再度加入した場合



再加入後1年以内にお支払いする死亡保険金・給付金は半額となります。

- 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。



6 契約後(保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、契約の効力がなくなることがあります。(失効)失効した場合でも、失効後3か月以内であれば、契約の復活を請求できます。

- 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、**保険金などのお支払いができなくなります**。ただし、払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対(保険料の立替えを希望しない旨)の申し出がない限り、解約返戻金の所定の範囲内で住友生命が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
- 保険料の立替えまたは契約者貸付を受けられた場合で、立替金および貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、住友生命所定の金額をお払い込みください。払込みがない場合、住友生命の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり(失効)、**保険金などのお支払いができなくなります**。
- 失効した場合でも、失効後3か月以内であれば、契約の復活を請求できます。ただし、**健康状態などによっては復活をお断りすることがあります**。また、復活時には延滞した保険料の払込みが必要です。

詳細 復活の手続き、責任開始期などについて詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」の『失効(ご契約の効力がなくなる場合)について』をご確認ください。



7 契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、既払込保険料を大きく下回ります。

- 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、既払込保険料を大きく下回ります**。また、同様に、基本保険金額等を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります**。
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約(または基本保険金額等を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。
- 災害・疾病関係特約には、解約返戻金はありません**(一部例外があります)。



8

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

●ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

●契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額等の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります。**

・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(*)。**

(*) 保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。

・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1)保険契約者代理特約』をご確認ください。

●被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる給付金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が給付金などの請求を行うことができる制度です。

・給付金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

●契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。



9

請求時(お支払いできない例)

保険金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

保険金などをお支払いできない場合の例

●責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合

(ただし、原因となった「疾病」について責任開始期以後に症状が悪化・再発したことにより、初めてその入院または手術の必要が生じて支払理由に該当したときは、給付金をお支払いします。なお、「傷害」を原因とする場合は責任開始期以後に症状が悪化・再発したことにより支払理由に該当したときでも、給付金はお支払いできません。)

●告知内容が事実と相違し、契約が告知義務違反により解除された場合

●保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**

●保険料の払込みがなく、契約が失効した場合

●詐欺により**契約が取り消された場合**や、保険金などの不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)

●保険金などの免責事由に該当した場合

(例:責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)



10

請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、保険金などをお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

●請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となる場合がありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。**

(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

●手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『たよれるYOUプラスの特徴としくみ』『保険金・給付金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。



11

諸制度(相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

●住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。

●住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

→ 12 諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

→ 13 生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、**住友生命のお問合せ窓口および一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。**

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506873**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

主なサービス内容

- 契約内容に関するご照会
 - 各種手続き方法に関するご案内(*)
 - 苦情・相談受付
 - 等
- (*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

主な保険用語(五十音順)

■パンフレットをお読みいただく際にご活用ください。

用語	解説
解約返戻金	ご契約を解約された場合などにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
基本保険金額	この保険の(災害)死亡保険金を支払う際に基準となる保険金額のことをいいます。
給付金	災害または疾病により入院されたとき、手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
契約応当日	ご契約後に迎える毎年の契約日に相当する日のことをいいます。なお、月単位または半年単位の契約応当日という場合は、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に相当する日を指します(契約日に相当する日がない月においては、その月の末日のことをいいます)。
契約者	保険会社と保険契約を結ぶ人をいいます。契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払い義務)があります。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢(契約年齢)は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます(契約日に24歳7か月の被保険者は、契約年齢が24歳となります)。この年齢計算方式を満年齢方式といいます。本文中で使用する年齢は、特に断りのない限り契約年齢を基準とし、毎年の契約応当日に1歳ずつ加えて計算します。
契約日	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢・保険期間などの計算の基準となります。ただし、保険料の払込回数によっては、責任開始日と異なる場合があります。
災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき等にお支払いするお金のことをいいます。
死亡保険金	死亡されたときに、お支払いするお金のことをいいます。
主契約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。
責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
特約	主契約の保障内容を充実させることなどを目的として、主契約に付加する契約内容をいいます。
入院給付日額	各給付金の計算の基準となる金額のことです。
被保険者	保障の対象となる人をいいます。
保険料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。